

千代田中だより

学校経営方針 「チーム千代田」

文責：本橋 一夫

坂戸市立千代田中学校 第22号 令和4年10月7日

学校教育目標
自立の力を育む

- ・志を立て、自ら意欲的に学ぶ生徒
- ・思いやりと感謝の心を持ち、
集団に貢献する生徒
- ・心身を鍛え、たくましく生きる生徒

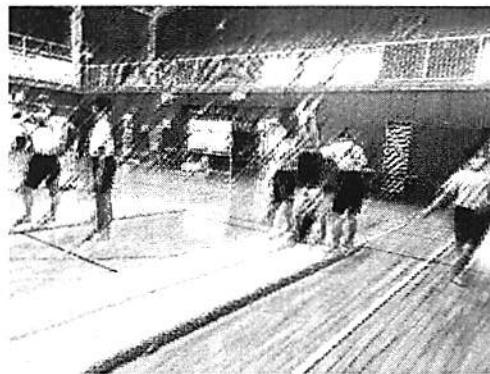
目指す学校像

- ・笑顔と感動あふれ
地域に信頼される学校

坂戸市立教育センター事業 学び合い研修会

9月30日（金）坂戸市立教育センター事業「学び合い研修会」が、本校を会場に行われました。今年も、元茅ヶ崎市教育委員会教育長、学びの共同体研究会スーパーバイザーの谷井茂久先生をお迎えしての研修会でした。

この研修会は本来、「学び合い」について、本校の教職員だけでなく、他校の先生方にも学んでもらうために授業を公開して研究協議にも参加してもらう形式のものです。今回も新型コロナウイルス感染症がまだまだ収束していないこともあり、市の教育センターの先生方と本校の教職員のみでの研修となりました。3校時、2年2組の体育の授業を公開授業として参観してもらいました。本校の先生方にも時間の許す限り、この授業を参観してもらい、午後の研究協議が充実したものになるようにしています。



今回の授業は、器械運動の中でもマット運動を取り上げたものでした。例えば国語ならば、文章を読んで、課題に対してそれぞれの生徒がどう考えたのか聴き合ったりすることで、「学び合い」の授業をイメージしやすいと思いますが、体育の授業でどのように「学び合い」を行うのか、イメージをしにくいかもしれません。

今回の授業では、マット運動といっても倒立前転に絞った取組で、授業のめあては「倒立前転を滑らかに行うためにはどうしたらいいのだろうか。」というものでした。

生徒たちは、GIGA端末をもっていて、それぞれの生徒の倒立前転の様子を動画撮影します。それを基に、演技の出来がどうだったのかを聴き合っていました。

私の見ていたグループでは、「腕が曲がってしまっていて、本当にダメだ。」「ちょっと（倒立の時間が）短いね。」「今度は頑張って長く（倒立）した。」「足が曲がってしまうからあっち（体育館の壁）で練習してきたら。」「できるじゃーん。」などと各自の演技を反省したり、どうしたらよいかアドバイスを送ったり、演技者を励ましたりと様々な「学び合い」の姿を見ることができました。

午後の研究協議でも、参加した職員からは、

- 動画を撮影してすぐに確認できる。一つの映像をみんなで観て、アドバイスし合っていてとても雰囲気良かった。
 - できているグループ、まだできていないグループが交流していて手立ての工夫を考えていた。
 - ジャムボードを使ってまとめが共有できていた。
 - タブレットの動画を使って効率よく授業ができていて、生徒たちが生き生きと、学び合いを行っていた。
- などの授業への意見が出されていました。

指導者の谷井先生からも授業について、たくさんのお話がありました。

○生徒が互いに信頼している。また、本当によく頑張っていた。他者がいることでより深いところにたどり着ける。

○「教え合い」ではだめ。「学び合える」環境づくりが大切である。今回生徒たちはよく気づき、配慮しながら伝えていた。

○補助の在り方、やり方、仲間の大切さを生徒たちが理解している。

など、今回の授業について、お褒めの言葉をいただきました。

また、「学び合い」については、教え合う関係の危険性、聴き合う関係を育てることが中心課題であるという「学び合い」の本質について、再度考える機会をいただくことができた研修となりました。

今回の研修を体育だけではなく、その他の授業についても生かし、授業を充実させるよう研鑽に励んでいきます。

薬物乱用防止・非行防止教室を実施しました。



10月6日(木)の3、4校時に薬物乱用防止教室を実施しました。今回は、埼玉県警察本部非行防止指導班「あおぞら」の小島さま、佐藤さまを講師にお招きしての実施でした。

今回の話の柱は5本ありました。

①窃盗 ②暴力 ③不良行為 ④インターネット ⑤危険なアルバイト

今回の教室の先立ち、私は生徒には以下の話をしました。一部抜粋します。

おそらく中学生の皆さんの年代では、例えば、薬物について言うなら自分で積極的に何かしてしまうというよりも、何らかのきっかけで巻き込まれてしまうということが起こる可能性が高いのだと考えます。そのような事態に巻き込まれないよう、よく考えて正しく行動できる、そういう人でいられるきっかけになるよう学習してもらえればと思います。

警察の方のお話ですので、それぞれの行為と法令や罰などとの関係がたくさん出てきました。いくつか挙げると次のようなお話がありました。

・「窃盗」には、空き巣、万引き、自転車盗などがあります。例えば、万引きを軽く考えてはいけません。10年以下の懲役または、50万円以下の罰金になります。万引きを頼んだり、ものを隠したりするのも同様です。

・「不良行為」には、深夜徘徊、パパ活・ママ活、飲酒・喫煙などがあります。午後11時から午前4時の間は深夜徘徊に当たります。ゲームセンターも午後6時以降は子供だけでは入場できません。補導の対象となります。

・「パパ活、ママ活」は、食事やデート等の見返りに金銭を受け取る活動です。性暴力、ストーカー、恐喝、殺人などに巻き込まれる可能性もあります。

・「飲酒・喫煙」については成人年齢が上がりましたが20歳未満は認められていません。また、薬物乱用への入り口となります。薬物乱用で検挙された人は、子供のころから飲酒・喫煙経験者が多くなっています。

※薬物乱用防止については、保健だよりに掲載されますので、そちらをご覧ください。